附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令（以下「新省令」という。）第四条の規定は、令和六年三月三十一日に終了する事業年度に係る財務諸表から適用し、同日前に終了する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

第三条　新省令第二十六条の規定は、令和六年三月三十一日に終了する事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下この条において「財務諸表等」という。）の監査証明から適用し、同日前に終了する事業年度に係る財務諸表等の監査証明については、なお従前の例による。

第四条　新省令様式第三号は、令和七年三月三十一日に終了する事業年度に係る法第三十六条第三項に規定する説明資料（以下この条において「説明資料」という。）について適用し、同日前に終了する事業年度に係る説明資料については、なお従前の例による。

○総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、令第一号

地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律（平成四年法律第八十八号）第十四条の規定に基づき、地域伝統芸能等を活用した行事等に係る支援事業実施機関に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

総務大臣　松本　剛明
文部科学大臣　盛山　正仁
農林水産大臣　坂本　哲志
経済産業大臣　齋藤　健
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

地域伝統芸能等を活用した行事等に係る支援事業実施機関に関する省令の一部を改正する省令

地域伝統芸能等を活用した行事等に係る支援事業実施機関に関する省令（平成四年文部省、農林水産省、通商産業省、運輸省、令第一号）の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

（身分証明書の様式）

第五条　法第十二条第二項の身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。